

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2021年11月19日

サスメド株式会社

代表取締役社長 上野 太郎

問合せ先：

03-6366-7780

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的に信頼に応えていくことが、持続的な成長には不可欠であると考えております。その結果が、企業価値を向上させ、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元に繋がるとの認識に立ち、日々コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

マザーズ上場企業として、当社では、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上野 太郎	7,000,000	48.2
Beyond Next Ventures1号投資事業有限責任組合	2,275,000	15.7
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	1,166,900	8.0
株式会社スズケン	700,000	4.8
第一生命保険株式会社	583,000	4.0
住友商事株式会社	245,000	1.7
サワイグループホールディングス株式会社	245,000	1.7

支配株主（親会社を除く）名	---
---------------	-----

親会社名	なし
------	----

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 マザーズ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
加賀 邦明	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加賀 邦明	○	---	製薬会社の代表取締役の他に多数の企業の役員経

			験があり、会社経営に関して有する豊富な知見と幅広い経験に基づいた監督を期待しております。同氏は、そせいグループ株式会社取締役、株式会社アドバイザリー・カンパニー顧問を兼任していますが、当社と当該会社等及び同氏との間に人の関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係は無いことから、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しました。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としており、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体の質的向上を図る事を目的として、相互に連携しております。具体的には、四半期に一度、三様監査のミーティングを実施し、各監査間で監査計画や監査結果等に係る情報の共有、意見交換等を行い、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上並びに相互補完を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

社外監査役のうち独立役員に指定されている 人数	3名
----------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
秋嶋 由子	他の会社の出身者												
長尾 謙太	公認会計士												
山本 麻記子	弁護士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋嶋 由子	○	---	上場企業の取締役、監査役としての会社経営に関する豊富な知見と幅広い経験に基づいた監督を期待しております。
長尾 謙太	○	---	公認会計士としての財務会計に関する幅広い見識と豊富な経験に基づいた監督を期待しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			<p>す。同氏は、税理士法人グローリング代表社員、株式会社ランドビジネス監査役、エノテカ株式会社監査役、株式会社ストライプインターナショナル監査役、株式会社アスコット監査役を兼任していますが、当社と当該会社等及び同氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係は無いことから、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しました。</p>
山本 麻記子	○	---	<p>弁護士としての企業法務、規制対応等に関する幅広い見識と豊富な経験に基づいた監督を期待しております。同氏は、株式会社シグマクシス、株式会社アシックス社外取締役、武蔵精密工業株式会社監査等委員を兼任していますが、当社と当該会社等及び同氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係は無いことから、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しました。</p>

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を報酬へ反映させることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の役職員の経営への参画意識を高め、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、付与対象者及び付与数を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会の決議に基づき、取締役及び監査役それぞれに報酬総額を定めております。取締役の報酬は、各人の役位及び業績への貢献度等を勘案して、上記報酬総額の範囲内で当社規程に基づき取締役会にて決定し、監査役の報酬は監査役会にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部で行っております。取締役会の資料は、2営業日前に事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な議案検討時間の確保ができるよう努めています。また必要に応じて会計帳簿の共有、各種会議議案に係る詳細資料の共有、不明点の質問回答等を実施しております。非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査及び三様監査の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会制度、監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会等により経営の意思決定及び業務執行、監査を行っております。またリスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会を設置し、適正なリスク管理、コンプライアンスの徹底にも取り組んでおります。

a 取締役会

当社の取締役会は6名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。取締役会は、業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b 監査役会・監査役

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、3名で構成されており、全員が社外監査役であります。

監査役会は、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査をおこなっております。

監査役は、株主総会及び取締役会への出席、取締役、従業員、会計監査人、内部監査担当からの報告収受等を行っております。

監査役会は、「監査役会規則」に基づき、原則として毎月1回の定時監査役会を開催しているほか、必要あるときは臨時監査役会を開催することとなっております。

c 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄で、内部監査責任者1名（管理部）、内部監査担当者2名（内部監査業務委託先、臨床開発部各1名で構成）が、内部監査を実施しております。内部監査担当は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

d リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業の継続安定的な発展を確保するべく、原則として3ヶ月に1回、リスク管理委員会を開催し、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質等様々な事業運営上のリスクについて、リスク評価、対策等に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

e コンプライアンス推進委員会

当社は、取締役及び執行役員で構成されるコンプライアンス推進委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制を強化・推進するべく、原則として月1回、コンプライアンス推進委員会を開催し、社内のコンプライアンス違反事例の共有、対応、啓蒙施策等を協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性、健全性の向上及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択し、業務執行の監督に重点をおいた現状のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトに掲載することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成を考慮した上で、実施を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は定期的に実施することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成を考慮した上で、実施を検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	上場後は当社ホームページに IR サイトを設け、掲載することを予定しております。	
IR に関する部署(担当)	管理部の管掌取締役を情報取扱責任者とする予定であり、管	

当者)の設置	理部にて IR を担当する予定です。	
--------	--------------------	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、企業行動規範を定め、企業の社会的責任を自覚し、社会から信頼され る企業となることを目指しています。株主のみならず、地域社会、国際社会、 顧客、取引先、従業員などのステークホルダーの信頼を得るため、企業活動の 透明性を保ち、適切な情報開示を行い、企業活動に対する社会の理解促進に努 めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は、事業活動を通じて医療や研究分野の社会課題を解決し持続可能な社会 の実現に取り組んでおります。また、事業活動を行う上で環境への配慮は企業 の責務であるとの認識のもと、持続可能な環境を実現するために、環境法規制 等の遵守に留まらず、自主的な取り組みを含め環境経営の推進を今後の検討課 題と考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は、IR 基本方針を策定予定です。当該方針や関係法令、取引所諸規則等を 遵守し、当社のホームページ内の IR 専用サイトや決算説明会等を通じて、当 社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、ステークホルダーの皆様に対し て積極的な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、2020年6月11日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は経営理念、企業行動規範、就業規則及びコンプライアンス規程等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) コンプライアンスを横断的に統括する組織として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

- (4) 内部監査担当を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (5) 監査役は内部監査担当と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、取締役会等に報告するものとする。
- (6) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、法令及び「文書管理制度規程」にしたがい適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役が、必要に応じて当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- (3) 内部監査担当は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社のリスクを網羅的、総括的に管理を行う。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその使命を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (3) 内部監査担当及び各リスクの担当者（担当部署、組織）は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- (2) 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者（補助使用者）を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用者を指名する。指名を受けた使用者は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用者を置いた場合、当該使用者が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用者に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用者を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用者に周知徹底する。

6. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用者は、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (2) 取締役及び使用者は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生する恐れがあるとき、又は取締役及び使用者による違法・不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとする。

7. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役への報告をしたものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用者に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
- (2) 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
- (3) 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査担当が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。
- (4) 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が認めるときは、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

(5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

(2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社規程において、「会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求は拒絶することを基本方針としております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記基本方針のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除・対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応等の担当部門を管理部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応部門に報告・相談し、必要がある場合には、外部機関と連携できる体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先

新規取引先については、原則として、取引開始前にインターネット検索及び日経テレコンを用いた新聞記事検索を行い、暴力団等の反社会的勢力との関係性を示唆する情報だけでなく、広く風評等も確認しております。また、必要に応じて銀行等の金融機関と連携しながら情報収集を行うことで、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。

なお、契約締結時に、反社会的勢力排除条項を契約書に記載するなど、反社会的勢力との関係を遮断するための措置を講じております。

ロ. 既存取引先等について

既存取引先については、年1回、インターネット検索・新聞記事検索を行い、暴力団等の

反社会的勢力との関係性を示唆する情報だけでなく、広く風評等も確認しております。

ハ. 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する方針をとっております。

ニ. 株主

全ての既存株主について、インターネット検索・新聞記事検索を行い、反社会的勢力との関係性が無いことを確認しております。新規株主については、株主となるタイミングでインターネット検索・新聞記事検索を行い、暴力団等の反社会的勢力との関係性を示唆する情報だけでなく、広く風評等も確認しております。

上場後においては、株主名簿管理人から定期的に受領する株主名簿の中から、上位大株主を抽出し、反社会的勢力チェックを実施し、仮に留意すべき株主が存在する場合には、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携を取り、適切に対応する方針であります。

ホ. 役員

全ての既存役員について、インターネット検索・新聞記事検索を行い、反社会的勢力との関係性が無いことを確認しております。新規に招聘する役員については、役員候補として株主総会議案とする前に、インターネット検索・新聞記事検索を行い、暴力団等の反社会的勢力との関係性を示唆する情報だけでなく、広く風評等も確認しております。

ヘ. 従業員

一定の役職以上の従業員については、採用決定前に、インターネット検索・新聞記事検索を行い、暴力団等の反社会的勢力との関係性を示唆する情報だけでなく、広く風評等も確認しております。また、入社時誓約書において、反社会的勢力でない旨の表明保証を規定しており、全ての従業員から署名と押印を取得しております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社は、緊急時の対応のため、顧問弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。また、反社会的勢力排除の意識を社内に浸透させるため、必要に応じて警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等に参加し情報収集を行っています。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応部門である管理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の一元管理を行っております。

(f) 研修活動の実施状況

当社は、定期的に、役員及び全社員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を構築しています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

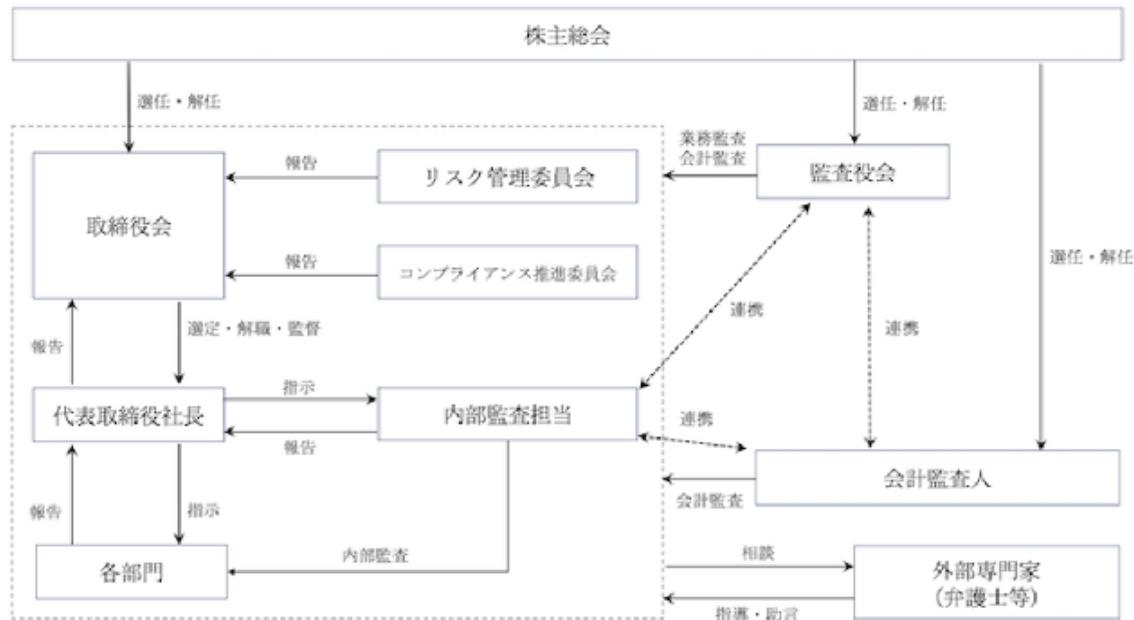
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

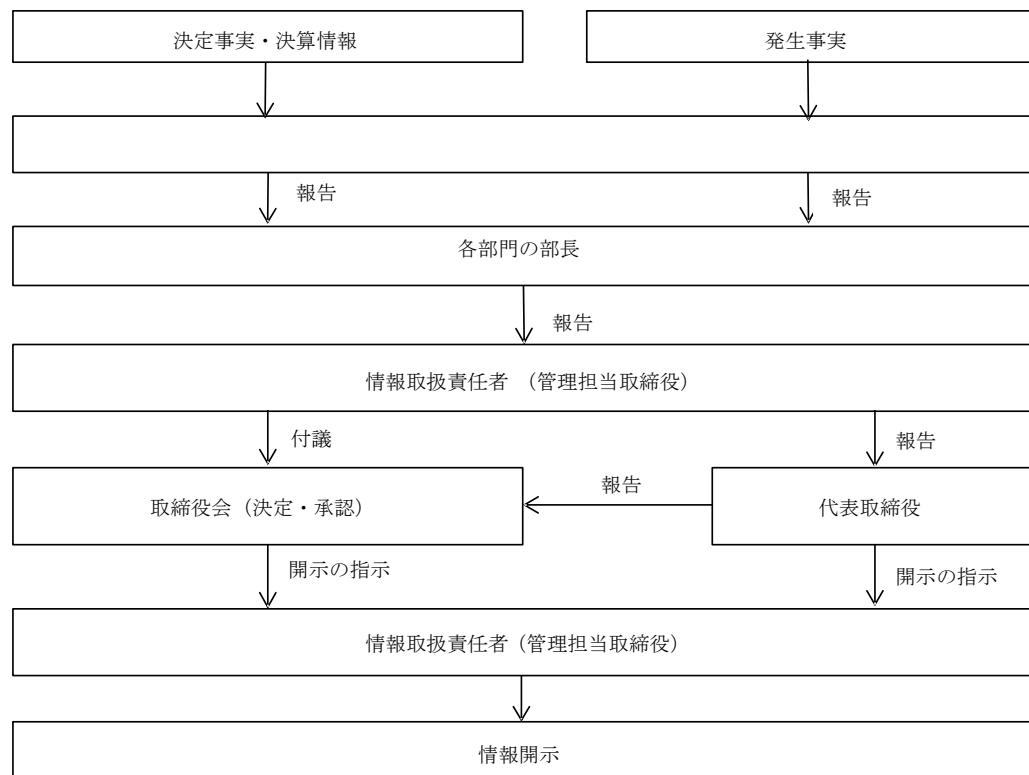
コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上